

<概要>

日豪原子力協定の旧協定は1972年に締結されたが、**核不拡散**の観点からオーストラリア政府は1977年にオーストラリア産**ウラン**の輸出を認めるに当たっての新規制政策を発表したため協定の改正が必要になった。1978年に改正交渉が始まり、1982年8月に新協定が発効した。

この協定の下で実際に行われている協力としては、オーストラリア産ウラン鉱石の輸入の他、オーストラリアが開発を進めている**高レベル廃棄物のシンロック固化技術**の研究交流がある。

<更新年月>

2003年03月

<本文>

1. 日豪協定の締結に至る経緯

日豪原子力協定（旧協定）は、主としてオーストラリア産ウランを輸入するために1972年に締結されていたが、その後、世界各国で核不拡散の気運が高まりオーストラリア政府は、1977年5月にオーストラリア産のウランの輸出を認めるにあたっての基本政策を発表し、この政策にそった新たな原子力協定を締結するよう関係各国に呼びかけた。

これを受けて、日本は1978年に現行の原子力協定（新協定）への交渉を開始し、1982年3月に署名、その後、所要の手続をへて同年8月17日に発効した。

新協定の特色は、オーストラリア産**核物質**に関し、**核物質防護**に関する規定が設けられたこと、**再処理**についての規制を設けたこと、さらに、再処理および再処理のための管轄外への移転を一定の条件の下にオーストラリア側の事前同意により、行い得る旨規定したことである。

2. 意義

わが国の**原子力発電**のために必要なウランの供給先として今後重要性を増すと見込まれるオーストラリアとの間で、両国間の原子力の平和的利用における協力関係を更に発展させるための基盤となるものである。

3. 実際に行われている主な協力関係

新協定は協力の方法として、1) 専門家の交換による協力の推進、2) 公開情報の提供・交換、3) 核物質、資材、設備および機微な技術の供給、受領等を規定しているが、現在行われている協力としてはオーストラリア産ウラン鉱石の輸入のほかに、高レベル放射性廃液固化技術の一つとして、オーストラリアが開発を進めているシンロック固化技術について、オーストラリア原子力科学技術機構（ANSTO）と、日本原子力研究所（現日本原子力研究開発機構）との間で開発情報交換、専門家の派遣等を通じた共同研究がある。

日豪原子力協議が1987年以降、毎年交互に日本またはオーストラリアにおいて、開催されており、日豪原子力協定の実施状況、両国の原子力政策、二国間および多国間の原子力協定等について意見交換、協議が行われている。

4. 日豪協定の内容

このような協力を行っていく上での条件として、新協定では、次のような事項を規定している（[表1-1](#) および [表1-2](#) 参照）。

- (1) 平和目的への限定
- (2) 核爆発利用の禁止（平和的、軍事的の両方共）
- (3) 第三国移転では事前の同意が必要（ただし包括的同意が得られている）
- (4) 再処理への規制（ただし条件付き）
- (5) 20%以上の濃縮への規制（ただし条件付き）

- (6) 事前通告制を採用
 - (7) IAEA保障措置の適用
 - (8) ロンドン・ガイドラインに沿った核物質防護（PP）措置の実施
 - (9) 核物質・資材・設備・機微な技術の返還請求権が規定
-

<関連タイトル>

[日本の原子力に関する国際協力 \(13-03-03-01\)](#)

<参考文献>

- (1) (社)日本原子力産業会議（編集発行）：原子力年鑑 平成4年版（1992年11月）
 - (2) 外務省原子力課（監修）：原子力国際条約集、(社)日本原子力産業会議（1993年6月10日）p.15-17
 - (3) 科学技術庁原子力局（監修）：原子力ポケットブック1994年版、(社)日本原子力産業会議（1994年3月）
 - (4) 原子力委員会（編）：原子力白書 平成5年版、大蔵省印刷局（1993年12月）
 - (5) (社)日本原子力産業会議（編集発行）：原子力平和利用に関する二国間協力、第11章国際協力の推進、原子力ポケットブック2002年版（2002年11月8日）p.382-387
-

表1-1 日豪原子力協定での規定事項(1/2)
(2000年5月)

規定事項	内 容	
発効日 (有効期限)	1972年7月28日発効 1982年8月17日発効 (改訂協定) (30年、その後は6ヶ月の事前通告を経て終了)	
主要な協力の範囲	(1) 専門家の交換 (2) 情報の提供・交換 (3) 核物質、資材、設備及び機微な技術の供給 (4) 役務の提供 (5) その他の方法 (第1条)	
協力の要件	この協定並びにそれぞれの国においてそれぞれの時に効力を有する法令、許可要件及び行政上の手続に従うこと (第1条)	
平和目的への限定対象	核物質、資材、設備、機微な技術、設備で使用された核物質、設備の使用を通じて生産された核物質 (第3条1)	
核爆発利用の禁止	核兵器その他の核爆発装置の開発又は製造の禁止 (第3条1)	
保障措置の適用	通常の保障措置	いずれかの締約国政府とIAEAとの間の協定に基づくIAEA(日本の場合、日本とIAEA)の保障措置が適用される (第3条2)
	フォールバック保障措置	両締約国政府は、IAEAの保障措置の原則及び手続に合致する保障措置制度を適用するため、直ちに取決めを締結する (第3条3)

【出典】(社)日本原子力産業会議(編集発行):原子力平和利用に関する二国間協力、第11章国際協力の推進、原子力ポケットブック2002年版(2002年11月8日)p.382-387

表1-2 日豪原子力協定での規定事項(2/2)
(2000年5月)

規定事項	内 容
管轄内 移転の 規制 (1)核物質 (2)資材(重水、黒鉛等) (3)設備、施設 (4)機微な技術 (5)派生物	特に明記されていない
管轄外移転の規制	文書による事前同意(包括的合意が得られている場合を除く) <u>機微な技術を含む</u> (第5条1)
規制される機微な技術の定義	濃縮若しくは再処理若しくは重水の生産に関連する情報又は両締約国政府が文書により認め、協議の後、供給国が指定するもの (第9条)
事前通告	移転に先立ち文書により通告した場合のみ協定を適用 <u>機微な技術を含む</u> (第2条2)
核物質防護措置	附属書Aの水準で実施(ロンドン・ガイドラインと同じ) (第4条1)
返還請求権(返還請求可能者)	核物質、資材、設備、機微な技術(時価の支払) (仲裁裁判所の決定を履行しない場合又は核爆発装置を爆発させた場合、他方の締約国のみ) (第7条1、2)
協定適用の開始、終了	・受領国政府の管轄に入る時から適用 ・協定に従い管轄外へ移転された場合、適用終了 <u>機微な技術を含む</u> (第2条3、4)
再処理の規制	合意されたこの協定の附属書Bに定める条件に従う (第5条1)
形状・内容の変更	なし
20%以上の濃縮の規制	両締約国政府が文書により認める条件に従ってのみ (第5条1)
プルトニウム・高濃縮ウランの 貯蔵の規制	なし

【出典】(社)日本原子力産業会議(編集発行):原子力平和利用に関する二国間協力、第11章国際協力の推進、
原子力ポケットブック2002年版(2002年11月8日)p.382-387